

4 足政政発第 6 5 0 号
令和 4 年 8 月 1 9 日
(公 印 省 略)

教育長
各部・室・局長

副区長 長谷川 勝美
副区長 工藤 信

令和 5 年度足立区行財政運営方針について (依命通達)

令和 5 年度の組織運営予算の見積りにあたっては、次の内容を踏まえ、「組織・定数・任用管理方針」、「予算編成方針」に基づき、別に定める期日までに見積書などの関係書類を提出すること。

この旨、命により通達する。

I 新年度に向けた基本的な考え方

令和2年度以降、区は一丸となって新型コロナウイルス感染症対策を進め、区民の命を守り、生活を支えてきた。「第6波」の感染拡大が落ち着き、「ウイズコロナ」への移行も視野に入ってきた矢先、ロシアのウクライナ侵略による原油価格・物価高騰の影響や、首都直下地震における区内被害想定が悪化等の新たなリスク、さらに、過去最大の感染拡大状況となっている新型コロナ「第7波」による区民不安の増大が、今後の区政運営に大きな影を落としている。

しかし、区はいかなる状況下においても、区民の暮らしを守り抜く強い覚悟の下、必要な施策を迅速に実行する責務がある。職員一人ひとりが区民の支え手であるという自覚を持ち、区民に寄り添う姿勢で事業を積み重ね、安心を実感できる区政の実現に向け、区制100周年への一步を踏み出していく。

1 区民等の安全・安心を守りぬく

(1) 自然災害への対策を強化する

10年ぶりに見直された都の首都直下地震等の被害想定によれば、区内死者数・全壊棟数ともに23区最多となった。このため、減災対策の見直しが急務であり、大胆な財政出動も念頭に置き、被害軽減に向けた強靱なまちづくりを進め、区民の生命と財産を守る。

(2) 区民の暮らしや区内事業者の経済活動を支える

区民や区内事業者に対するコロナや物価高騰等の影響を引き続き丁寧に把握し、必要に応じて効果的な対策を迅速かつ切れ目なく講じていく。

2 区制100周年に向け「さらに誇れる足立」を目指す

(1) 包摂性に満ちた施策を展開していく

未来の担い手である子どもや、若者世代の生き抜く力の源である「学び」や「健康」に対する支援の強化を図っていく。

SDGs 未来都市選定時に提案した貧困の連鎖解消を目指すモデル事業を始め、高齢者や障がい者も暮らしやすい共生社会を構築する施策を展開していく。

(2) 誰もが誇りを持って、住み続けたい魅力溢れるまちへ

区外から見た区のイメージ調査や転出入者アンケートで明らかになったように、区のイメージは未だ芳しくない。今後もなお一層、体感治安向上等により区のマイナスイメージ払拭に注力するとともに、エリアデザインによるまちづくりで、住みたい、住み続けたいと感じる魅力溢れるまちを目指す。

II 財政状況の展望

1 世界的情勢不安による先行きの不透明感

ウクライナ情勢の長期化による原材料価格の上昇に加え、急激な円安による食料品やエネルギーなどの物価高騰が区民や区内事業者に及ぼす影響が大きくなっている。

一方、新型コロナウイルス感染症は未だ収束が見通せないばかりか、中国の経済

活動抑制による供給不足の影響も大きい。こうした世界的な情勢不安が長引けば景気回復の妨げになることが危惧される。

2 堅調な税収に甘んずることなく、持続可能な財政運営を目指す

令和3年度の特別区民税収入は458億円となり、令和2年度から2億円減少したものの堅調に推移している。また、コロナ禍の影響により大幅な減収を見込んでいた財政調整普通交付金も、企業業績の回復により、結果的には令和2年度比較で36億円の増となった。しかしながら、当区の歳入は、都税収入を原資とする財政調整交付金に依存するところが大きく、景気動向に左右されやすい不安定な構造であり、決して楽観視はできない。

特に令和8年度以降は学校施設を始めとする公共施設の更新が集中することから、計画的に経費の平準化を図るとともに、今後の社会保障費の増加を見込みつつ、限られた財源を真に必要な施策に振り分け、持続可能な財政運営を目指していく。

Ⅲ 具体的な取組

「Ⅰ 新年度に向けた基本的な考え方」で掲げた「区民の安全・安心」に対する施策に最優先で取り組む。加えて、区民生活や区内事業者支援、まちづくりに関する以下の事項を着実に推進する。

1 切迫する大規模災害への対応を強化する

(1) 地震対策の大胆な見直しを図る

ア 新しい被害想定にも耐えうる対策の構築

都の新たな想定による地震被害リスクの低減を図るには、従来の取組に加え、新たな施策の導入が必要である。そのため、被害想定の根拠となった都データを詳細に分析するとともに、学識経験者のアドバイスを受けながら特に対策が必要な重点エリアを定め、被害軽減の取組を早急に構築する。

イ 昭和56年5月以前の旧耐震基準建物の耐震化を促進

新想定では建物倒壊による人的被害増加の見込みから、区内全域で建物の耐震性向上が急務である。「平成30年住宅・土地統計調査に基づく推計」によれば、令和元年度末時点において区内住宅総数の約8.5%が耐震性を有しない旧耐震基準建物に該当している。このため、迅速な耐震化が必要であることから、防災減災対策整備基金を活用し、木造住宅の建替えを誘導する施策を強化するなど、期間を定め集中的に対策を講じていく。

(2) 水害対策等の危機管理体制の充実を図る

ア 緊急時に命を守る垂直避難先や災害時拠点の整備を進める

国や都も交えた「あだち高台まちづくり推進協議会」を立ち上げ、新田、小台・宮城、都立中川公園周辺をモデル検討候補地区に選定し、緊急時に区民の命を守る高台まちづくりを積極的に進める。また、旧入谷南小学校跡地に大規模災害時における災害対策本部の一部代替機能を整備し、災害に対する備えを強化する。

イ 一人でも多くの命を救う情報伝達を推進

災害時の「コミュニティタイムライン」の実践的な活用を、小台・宮城地区や本木・関原地区で進めていくとともに、千住西地区でも策定を支援していく。また、運用を開始した区の防災アプリの活用を区民に積極的に呼びかけていく。

2 区民生活や事業者の経営を支えぬく

(1) コロナ等により疲弊した区民及び事業者への支援

機を逃さず、的確な支援を実行していくことで、区民や事業者の安心に繋げる。消費喚起策は今年度同様切れ目なく、重層的に展開することを視野に、区民生活や区内経済の下支えに注力する。

(2) 区内事業者の「底上げ」と「突き抜け」を支援する

引き続き、事業者が抱える身近な困りごとに伴走型で対応する「事業者なんでも相談員」による支援のほか、事業者のデジタル人材の育成を後押しすることで「底上げ」を図る。一方、新たな事業展開を模索する事業者の「突き抜け」支援として、国内外販路拡大事業等による成功モデルを積極的に発信していく。

3 支援が必要な子どもや若年層を取り残さない

(1) 学び続けるための金銭的な不安を和らげる支援を拡充する

物価上昇等による家計の負担増が子どもの学びに与える影響を抑えるため、早急に就学援助認定基準の緩和に取り組む。あわせて、向学意欲のある若年者の支援を強化するため、育英資金制度を見直し、大学等の進学に係る給付型奨学金の導入や返済支援助成の拡充なども含め、検討を進める。

(2) 児童・生徒の「個に応じた学習の充実」により、学力の着実な定着を図る

今年度、小学3年生から中学3年生を対象に導入したAIドリルを活用し、児童・生徒に個別最適な学びを提供して基礎学力のさらなる定着を図る。また、小学校低学年の児童には、現在実施している試行運用を踏まえ、効果的な活用の可能性を考慮しながら、次年度以降のAIドリル導入を検討する。

(3) 若年者支援のさらなる充実

あだちサポートテラス(SODA)での相談・支援体制や若年者支援協議会の効果的運営により、中高連携をさらに推進するとともに、高校中退後の学び直しや、コミュニケーションと職業体験を組み合わせた伴走型支援事業、家庭環境に課題がある高校生への食糧支援など、若年者への新たな施策を立ち上げる。

4 高齢者や障がい者が安心して暮らせるまちをつくる

(1) 地域包括ケアシステムのさらなる前進を図る

医療・介護・健康の拠点となる(仮称)江北健康づくりセンターの令和6年度開設を見越して、5年度は介護資格取得補助の拡充など、在宅介護の担い手となる人材の発掘・育成方策の検討を進めるほか、医療・介護連携や認知症対策等を強化し、区内全体で地域包括ケアを進める。

(2) 地域保健福祉計画及び重層的支援体制の整備推進を図る

複合・複雑化する多様な支援ニーズに対応し、誰もが生きがいと役割を持てる「地域共生社会」の実現を目指し、世代や属性を問わない包括的な相談支援や、引きこもりなどの参加支援、地域づくり支援等を一体的に推進する「重層的支援体制」整備に着手する。この体制整備の検討を進めるため、保健福祉における各分野別計画に横ぐしを刺す上位計画となる「地域保健福祉計画」を、令和5年度末までに策定する。

5 持続可能性を高め、選ばれるまちへ

(1) オール足立による脱炭素社会の実現を目指す

ア 脱炭素ロードマップの策定、CO₂削減に向けた取組の推進

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて策定した、CO₂排出実質ゼロを着実に達成するための「脱炭素ロードマップ」に沿って、より一層取組を推進していく。

イ 公共施設の省エネルギー化の検討

国の「地球温暖化対策計画」では、率先した公共建築物の省エネ対策が求められている。区としても既存の公共施設に関しては、改修時に省エネルギー化対策を進めるとともに、新築時には基本設計の段階で、ZEB化の可能性を検討していく。

(2) エリアデザインの推進

ア 綾瀬エリア

(ア) 6年度の東口駅前交通広場と東綾瀬公園の一体的な整備を目指し、5年度の工事着工に向け、着実に準備を進めていく。

(イ) 旧こども家庭支援センター等跡地の活用については、地元から寄せられた意見・要望を踏まえ、まちづくりの核となるにぎわい機能の誘致と公共施設の再編を目指すため、6年度の事業者の公募実施に向けて準備を進めていく。

(ウ) 「足立区SDGs未来都市計画」に位置付けた、アヤセ未来会議における議論を踏まえ、西口高架下周辺や東口広場の活用など、魅力的な空間づくり実現に向け、関係者と協議を進めながら検討し、駅前通り含めたにぎわいづくりを目指す。

イ 北綾瀬エリア

駅前交通広場整備にあわせたにぎわい施設の誘致により、更なる魅力の向上を図るため、次年度は、駅周辺の回遊性や利便性の向上による「歩きたくなる道路環境づくり」に向けて、駅からにぎわい施設へアクセス可能なペデストリアンデッキ設置工事など交通広場の整備を着実に進めていく。

ウ 竹の塚エリア

区、UR都市機構及び東武鉄道との「竹ノ塚駅周辺のまちづくりに関する基本協定」により、各者の連携及び協力を強化し、高架下の活用や東西駅前広場整備推進など、「区の北の玄関口」にふさわしいまちづくりを進めていく。次年

度は、竹の塚第五公園を活用した賑わいづくりなどプラスイメージの創出に取り組む。

エ 江北エリア

前述の（仮称）江北健康づくりセンター開設準備のほか、高野小学校跡地の多目的広場整備に向けた基本設計、車いす対応のテニスコートやインクルーシブ遊具を備えた上沼田東公園の運営事業者選定などを進め、健康づくりを核としたまちづくりを前進させていく。

オ 六町エリア

六町駅前区有地の活用では、「人が集い、つながり元気になるまち」を目指し、駅前に複合商業施設の誘致にあたり、今年度公募により選定される開発事業者と計画協議を進め、六町の新たな魅力の創出を確実に進めていく。

(3) ビューティフル・ウィンドウズ運動は、セカンドステージへ

令和3年の刑法犯認知件数は3,212件で、ピーク時の平成13年比で1万件以上の減を達成したものの、治安が悪いという区のイメージは払拭できていない。その要因に「住民のマナー」を挙げる人が多く、対策の次なるステージとして、駅周辺繁華街で客引きなど迷惑行為を禁止する条例制定を契機に、更なる体感治安改善に向け、防犯、自転車マナーなど個別具体的な改善に取り組んでいく。

(4) 区外へ向けたプラスプロモーション事業を展開する

区の根底的な課題であるマイナスイメージの払拭に向け、区外に向けて区の魅力を発信していくことで、プラスイメージへの転換を図る。区制100周年に向け、「区外から選ばれ」「区民がさらに誇れるまち」を最終目標に、区外からの評価を高める広報・メディア戦略に基づき、PRを一層強化していく。

IV 事業効果を高めるため、職員の能力向上と業務手法の改善を図る

1 職員の論理的思考力を高める

重点プロジェクト事業の調書策定等を通じて、合理的根拠に基づく事業立案や適切な活動指標と成果指標の設定等ができる、論理的思考力を持った職員を育成し、施策をより効果的に推進する。

2 過去の対応に拘泥せず、区民へ寄り添う姿勢をさらに高める

前例踏襲に甘んずることなく、刻々と変化する区民ニーズにも柔軟に対応できる職員を目指していくことで、区民の信頼を確かなものとしていく。

3 各部・各事業の積極的な横連携の取組推進による相乗効果の創出

庁内各部・各事業の手法は異なるものの、「区民福祉の向上のために」というゴールは同じである。事業効果を一層高めるため、積極的な横連携の推進により、相乗効果を図っていく。

4 DX推進による区民サービスの向上と業務効率化の実現

来年度は、オンライン申請やキャッシュレス決済の活用に加え、事前にスマートフォン等に必要事項を入力しておくことで、窓口での記載を省略するシステムを導入し、「行かない」「書かない」「待たない」サービスを充実させ、区民の利便性向上

を図る。また、RPAやAI-OCRによる庁内の業務効率化を推進するほか、自治体システム標準化については、令和7年度の移行期限に向けて、調達方針の確定や標準仕様との差異チェック等を着実に取り組んでいく。

V 重点プロジェクト

基本計画で定めた「ひと」「暮らし」「まち」「行財政」の4つの視点に基づき、刻々と変化する課題に迅速かつ的確に対応するため、特に優先度の高い取組を重点プロジェクトとして選定している。重点プロジェクトには、重点的に予算や人材を配分し、メリハリのある施策を展開していく。

【組織・定数・任用管理方針】

I 組織・定数管理方針

1 組織・定数共通事項について

組織の編成及び定数の配置については、令和4年8月に改定した「定員管理指針」の内容を踏まえて行う。

各部においては、ミスを防止し、適切かつ効果的な業務執行を可能とする体制の構築はもとより、協働・協創による取組の推進、デジタル技術をはじめとした新たな手法等の活用により、効率的な組織運営に努めること。

2 組織について

室長・担当部長・担当課長は安易に設置しない。やむを得ず設置する場合は、部・課の分任する業務、目的等を明確にし、その期間を時限として設置する。また、新たに設置する組織は、課は3係以上、係は常勤4人以上を原則とし、少人数の課・係は編成しない。

以上を前提に、各部においては下記の点を踏まえて組織の検討を行うこと。

- (1) 組織の見直しにあたっては、「基本計画」における施策体系や行政評価の結果を踏まえ、政策経営部と十分協議の上、進めること。
- (2) 類似事業の精査、事務事業の見直しなどを徹底して行い、実施すべき事業、廃止統合すべき事業を的確に判断し、事務事業に応じた合理的な組織体制を編成すること。
- (3) 安易な組織の変更（名称変更含む）は行わない。変更する場合においても、窓口職場など、多くの区民が来所する組織については、担当業務がわかりやすくなるよう、特に考慮すること。

3 定数管理について

- (1) 全ての職種において、事務量等を検証した上で定数を配置する。
- (2) 枠配分後も、実施すべき事業、廃止統合すべき事業の精査を継続するものとし、その結果、枠の見直しを行うことがある。
- (3) 新たな事業を実施する場合でも、事業執行体制の見直しや、多様な主体との協働・協創による事業展開に積極的に取組むこととし、増員は必要最低限とする。
- (4) 予定していた業務の中止・縮小、または財源的措置がなされない場合、その業務に相当する定数は、配分した枠内から減じる。
- (5) 再任用短時間勤務職員（退職非常勤職員）については、現在、欠員が生じており、今後、さらに欠員が増加していく見込みである。この状況を踏まえ、配置については必要性を十分精査するものとし、配分定数の見直しを積極的に実施すること。

4 組織・定数に関する権限委譲について

各部における組織・定数に関する権限と責任は、以下のとおりとする。

(1) 組織

ア 係編成は各部長の権限とする。ただし、内示された係長の数を超えた係の編成はできない。

イ 部・課組織の編成については、政策経営部長協議事項とする。

(2) 定数

ア 職種別枠配分の範囲において、各課・係への配分は各部長の権限とする。

イ 公社などの定数は、所管部へ枠配分するものとする。ただし、公社分の枠を所管部との間で調整する場合は、政策経営部長協議事項とする。

(3) その他

ア 別に示す枠配分資料は、各部の枠を設定するための積算資料であり、最終的な部内における各課・係への配分や係編成を拘束するものではない。

イ 組織改正による組織・定数の部間移動は、関係部であらかじめ調整の上、政策経営部長協議事項とする。

5 特記事項

(1) 自治体情報システム標準化・共通化対応に係る業務量の増加が見込まれる部の組織・定数については、最終内示において変更する可能性がある。

(2) コロナ禍の影響により業務量の増減が見込まれる部の組織・定数については、最終内示において変更する可能性がある。

Ⅱ 任用管理方針

1 採用管理（常勤職員）について

- (1) 技能労務系職員は退職不補充とする。ただし、清掃事業に従事する技能労務系職員については、現状の覚書に基づく雇上契約では委託事業の拡充が困難であることや、災害時の区内避難所におけるごみ収集業務の実施体制等を踏まえ、持続可能な清掃事業に向けた職員体制を精査し、必要数を見極めたうえで採用を行っていく。
- (2) 職員の採用数は、財政状況、退職者数の推移、フルタイム勤務再任用希望数などを十分に勘案し、決定する。また、改定された「第4期足立区人材育成基本方針」に掲げた目標とする職員像「自ら学び、区民と共に考え、行動する職員」に結びつく人材の採用に注力する。

2 区制100周年を見据えた「誇れる足立」を確立できる職員の育成

職員は、明示された法律、規則等を遵守することに加え、社会人としてコミュニケーション能力、主体性などが求められる。普段から挨拶やマナーを大切にし、あらゆることを自分事として捉えて同僚等と助け合うことが、区民から信頼され続けることにつながる。

さらにその信頼を揺るぎないものとし、区民の安全・安心に繋がる様々な施策に迅速かつ柔軟に対応していかなければならない。そのため、改定した「第4期足立区人材育成基本方針」に掲げた目標とする職員像を実現し、協創力で区の魅力を創出・発信できる職員の育成を図るため、人事・人材育成制度の運用に取り組んでいく。

(1) 10年後の未来へつなげる人材の育成

全ての職員（※）は組織が果たすべき使命や、目指すべき方向性について「虫の目」と「鳥の目」を併せ持つことを意識し、自身に関連する業務も主体的に捉える必要がある。そのため、常にコストや効率性を意識し現状分析やニーズ把握を行いながら、実現可能で効果的な事業を実施できる人材を育成する。

※ 全ての職員とは常勤職員、再任用職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員など、足立区に勤務するもの全てをいう。

(2) 攻めのOJTで技術系職員のスキルをつなぐ

管理職の役職定年制が導入される中で、技術系職員が持つ専門スキルを向上させ、継承していくことは急務である。従来のマニュアル整備に留まらず、映像を活用した事例検討会を取り入れるなど新たな手法を用いて、若手職員に対し事業の背景や意義、事業者とのやり取り等、現場の様子を肌で感じさせながら、職種全体の力を強化させていく。

また、職種・職場をこえた相互の情報共有や連携、部を超えての交流型OJTを推進することで多角的に事業を捉え、より広い視野での事業展開や効率化を図り、持続可能な区民生活に寄与する。

(3) 職員の能力を引き出し組織力につなげる管理職

管理職は、職員と事業の目的や課題を共有し、柔軟な発想や企画を促しながら個々職員に応じた能力を伸ばしていく。併せて職員の力を相互に活かしながら組織を活性化させ、未来につながる事業を展開する必要がある。

そのため、普段から事業展開に必要な区民のニーズや団体等からの声を積極的に収集するなど、区政全般の現状を把握すべく努めていく。

Ⅲ 令和5年度定数各部枠配分 各部別一覧表

組織名称	令和4年度定数	
	常勤	非常勤
政策経営部	107	20
総務部	117	11
危機管理部	38	20
施設営繕部	114	21
区民部	264	171
地域のちから推進部	313	125
産業経済部	43	33
福祉部	673	220
衛生部	245	67
環境部	195	49
都市建設部	371	84
会計管理室	10	0
教育指導部	53	558
学校運営部	63	48
小中学校	0	59
子ども家庭部	614	909
選挙管理委員会事務局	11	1
監査事務局	8	1
農業委員会	2	0
区議会事務局	16	2
区合計	3,257	2,399
勤労福祉サービスセンター	7	8
生涯学習振興公社	7	1
社会福祉協議会	3	4
足立市街地開発(株)	0	8
体育協会	4	1
観光交流協会	12	3
公社等合計	33	25
総合計	3,290	2,424

組織名称	令和5年度定数			
	常勤	増減	非常勤	増減
政策経営部	108	1	20	0
総務部	117	0	11	0
危機管理部	38	0	21	1
施設営繕部	107	-7	21	0
区民部	263	-1	140	-31
地域のちから推進部	310	-3	122	-3
産業経済部	44	1	35	2
福祉部	672	-1	221	1
衛生部	246	1	65	-2
環境部	195	0	46	-3
都市建設部	375	4	83	-1
会計管理室	10	0	0	0
教育指導部	54	1	568	10
学校運営部	71	8	49	1
小中学校	0	0	56	-3
子ども家庭部	623	9	912	3
選挙管理委員会事務局	12	1	1	0
監査事務局	8	0	1	0
農業委員会	2	0	0	0
区議会事務局	16	0	2	0
区合計	3,271	14	2,374	-25
勤労福祉サービスセンター	7	0	8	0
生涯学習振興公社	7	0	1	0
社会福祉協議会	3	0	4	0
足立市街地開発(株)	0	0	8	0
体育協会	4	0	1	0
観光交流協会	12	0	3	0
公社等合計	33	0	25	0
総合計	3,304	14	2,399	-25

【非常勤内訳】

退職	299
会計	2,125

【非常勤内訳】

退職	286
(前年比)	-13
会計	2,113
(前年比)	-12

【予算編成方針】

I 足立区の令和3年度普通会計決算（※1）の状況

1 「経常収支比率」は適正水準に改善

令和3年度決算における経常収支比率（※2）は、財政調整交付金や地方消費税交付金等が増加したことにより77.0%となり、前年度の83.2%から6.2ポイント減少し、2年ぶりに適正水準とされる80%以内にとどまった。

歳入総額は3,509億円（前年度比△191億円、△5.2%）、歳出総額は3,380億円（同△222億円、△6.2%）で、翌年度繰越分を除いた実質収支額は、翌年度精算の子育て世帯や住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の国への返還額16億円などを含むため、例年を上回る113億円となり、実質収支比率（※3）は6.7%となった。

2 「歳入」財政調整交付金・地方消費税交付金は増加

歳入のうち財政調整交付金は、原資である都税収入の増加に伴い49億円の増、地方消費税交付金は令和2年度徴収猶予分の収入等により14億円の増となり、一般財源全体では72億円（前年度比+4.3%）の増額となった。

特定財源は、特別定額給付金事業の終了などに伴い263億円（前年度比△13.1%）の減となった。

3 「歳出」義務的経費・投資的経費は増加

歳出のうち義務的経費は、人件費が16億円減少したものの、国の臨時給付金などで扶助費が190億円増えた結果、前年度から175億円増の1,705億円となり、歳出全体に占める割合は7.9ポイント増の50.4%となった。

また、その他の経費は新型コロナウイルスワクチン接種事業が76億円増となったが、特別定額給付金事業の終了により696億円減少したことで、前年度から574億円減の1,196億円となった。

投資的経費は、区立小・中学校の改築が重なったことから96億円の増、大学病院整備事業が41億円増、鉄道立体化の促進事業が23億円増により、全体では177億円増の479億円となった。

4 特別区債現在高は減少、積立基金は令和2年度末現在高と同規模を維持

歳入の増加を見込めたことで、特別区債の発行を最小限に抑えるとともに、小・中学校をはじめとする公共施設更新経費の財源として、義務教育施設建設等資金積立基金に130億円、公共施設建設資金積立基金に83億円の積立てを行った。

その結果、令和3年度末の特別区債の現在高は44億円減の253億円で、積立基金は1,804億円と令和2年度末と同規模の現在高を維持した。

※1…「普通会計」とは、全国の地方公共団体の財務状況を比較するために、国の定める基準により、各地方公共団体の会計を統一的に再構築したものである。

※2…「経常収支比率」とは、毎年経常的に収入される一般財源が、経常的に支出する経費（扶助費、人件公債費等）にどれだけ充てられているかを割合で示したもので、財政の弾力化を見るための指標。70～80%が適正水準とされる。

※3…「実質収支比率」とは、標準財政規模（地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示す指標）に対する実質収支の割合。3～5%が望ましいとされる。令和3年度の足立区の標準財政規模は1,696億円。

II 令和5年度予算編成について

1 今後の見通しと予算編成の基本的な考え方

令和3年度決算は結果的に良好であったが、過去最多となる新型コロナウイルス感染症の拡大や世界情勢の先行きが不透明であり、区財政に及ぼす影響が懸念される。また、現在「中期財政計画」を改定中であるが、特に令和8年度からギャラクシティなど区有施設の大規模改修が急激に増加するとともに社会保障費の増加も見込まれており、将来的に増大する歳出をどのように縮減・平準化していくかが大きな課題となっている。

令和5年度当初予算では、感染症対策はもとより、区民の生命、財産を守る災害対策の強化に加え、区民生活を支えるための物価高騰対策を柱に予算編成を行う。その上で、引き続き持続可能な財政運営を行うためには、これまで以上に事業の目的や効果を再認識し、前例に捉われない積極的な事業の見直しや再構築を行う必要がある。そのため、「基本計画」や「公共施設等総合管理計画」を念頭に置き、トータルコストや事業の全体像・将来像を想定しながら各事業を計画するとともに、ゼロベースでの既存事業の精査、歳入増加及び歳出削減に努める計画的な予算編成を行っていく。

2 各部における予算編成方法

各部は「基本計画」に示された各施策の目標達成に向け、重点プロジェクト事業を中心に、以下の事項に留意して、予算編成を行うこと。

- (1) 地方自治法に定める会計年度独立の原則、総計予算主義の原則、予算公開の原則などの予算原則、財政規律を遵守し、包括予算制度の趣旨を踏まえた上で、各部長の責任において予算を編成すること。
- (2) 事業の優先順位を明確にして予算を編成すること。
- (3) 新規・拡充事業の実施にあたっては、原則として優先度の低い事業の見直しや国・都の補助金活用など各部で財源を確保すること。
- (4) 特定財源が削減された場合は、事業の見直しなどで対応すること。また、補助率の変更など特定財源に関する情報を得た場合は、速やかに財政課及び関係所管に情報提供を行うこと。
- (5) 部間の連携等が必要な事業については、最大限の相乗効果が得られるよう、各部門で十分な調整を行い、効率的な予算編成を行うこと。
- (6) 債務負担行為の設定にあたっては、事前に財政課と協議すること。

- (7) 議会の審議状況、審議会答申、世論調査などの区民要望を十分踏まえること。
- (8) 施設・設備の法定点検など安全に係る必要な措置については、法令を遵守して対応すること。

Ⅲ 令和5年度予算編成事務処理方針

1 政策的経費について

- (1) 令和5年度予算編成に向けた各部長と区長との事前協議の結果を踏まえ、「基本構想」の「ひと」「暮らし」「まち」「行財政」の4つの視点を明示した上で、包括予算の枠内に財源を配分する。
- (2) 災害対策や物価高騰対策など区民生活・区内経済を支えるために優先して実施すべき事業については、包括予算の枠内に財源を配分する。なお、新型コロナウイルス感染症対策経費については、今後の感染状況を注視しつつ、別途配分する。
- (3) 子どもの未来応援枠については、子どもの貧困対策・若年者支援課と協議の上、包括予算の枠内に財源を配分する。
- (4) 足立区 SDGs 未来都市計画関連予算については、SDGs 未来都市推進担当課と協議の上、包括予算の枠内に財源を配分する。

2 投資的事業経費について

各部の要求を財政課が査定し計上する。査定にあたっては、中長期的な視点で優先順位付けを行い、事業費の平準化を図る。

要求の際には、維持管理などの将来負担、設備の更新時期、労務単価改定、建設資材高騰などを考慮し積算すること。事業手法についても見直しを行い、真に必要な経費を積算すること。

また、緊急かつ安全・安心の面から必要な事業については、事前に財政課に協議の上、要求額を計上すること。

3 経常的事業経費（枠内）について

令和3年度決算額及び事務事業評価結果並びに令和5年度における各部の事情などを勘案し、包括予算の枠として財源を配分する。

配分された一般財源に、各部で見込んだ特定財源を加えた範囲内で必要な経費を計上すること。

4 経常的事業経費（枠外）について

各該当事業の要求額を財政課が査定し計上する。

要求にあたっては、経費を厳密に見積った積算資料を財政課に提出すること。

5 既存事務事業の見直しについて

各部は事務事業評価の結果を踏まえ、特に執行率や費用対効果の低い事業は見直しを行うこと。

なお、既存事務事業見直しの基本的視点は以下のとおりとする。

- (1) 事業の必要性、有効性、優先度の精査
- (2) 施策や事業の整理・統合
- (3) 区補助金事業の精査
交付実績・目標達成度・効果の検証
- (4) コストの削減
事業手法、執行体制・人員などの見直し
- (5) 歳入の確保
税外収入の確保、債権管理の適正化と収納率の向上、受益者負担の見直し

IV 令和5年度予算フレーム

令和5年度財政規模は、現時点において、歳入1,790億円、歳出1,855億円と予測した。歳出のうち、経常的事業1,627億円、投資的事業196億円、公債費31億円とし、歳入の不足分65億円については、財政調整基金の取崩しによる財源対策を行う必要がある。

V 令和5年度包括予算 各部別一覧表

【単位:千円】

経常的事業（一般財源ベース）			
部 名	総 額	内 訳	
		事業費	人件費
政策経営部	7,478,821	6,483,504	995,317
総務部	3,260,037	367,373	2,892,664
危機管理部	1,628,419	1,228,896	399,523
施設営繕部	2,838,975	1,872,982	965,993
区民部	2,294,695	106,837	2,187,858
地域のちから推進部	10,368,106	7,283,640	3,084,466
産業経済部	2,096,405	1,379,935	716,470
福祉部	17,789,363	11,715,804	6,073,559
衛生部	7,802,026	5,307,069	2,494,957
環境部	5,025,533	3,178,145	1,847,388
都市建設部	7,742,663	4,306,958	3,435,705
会計管理室	204,892	121,682	83,210
教育指導部	3,460,820	1,196,852	2,263,968
学校運営部	11,309,333	10,099,841	1,209,492
子ども家庭部	26,913,211	18,421,098	8,492,113
選挙管理委員会事務局	122,834	16,664	106,170
監査事務局	94,222	9,341	84,881
区議会事務局	309,928	169,688	140,240
合 計	110,740,283	73,266,309	37,473,974

※枠外経費は含まない。

※退職金は、総務部の人件費に計上している。

※事業費・人件費については、組織定数の最終内示に合わせて調整をする。